大震災時における避難所開設に向けての流れ

江戸川区立大杉第二小学校

震度5強の地震発生！

学校職員

平日・勤務時間内⇒〔非常配備態勢〕

- **児童がいる** → **一次避難(校庭待機)**
  - 施設の安全（仮）確認・保護者への引き取り連絡
  - 施設被害状況報告（5662-1621or070-6561-9179）
- **児童がいない** → **校庭に参集**
  - 受水槽の栓を止める
  - 施設の安全（仮）確認
  - 施設被害状況報告
  - （5662-1621 or 070-6561-9179）

区職員等

土日・祝日・夜間等勤務時間外
⇒〔特別非常配備態勢〕

- 避難所開設指定職員・施設安全点検者（区職員等）が参集
- 施設の解錠・受水槽の栓を止める
- 施設の安全(本）点検

来られる学校職員から自主参集

避難所の開設準備

災害対策本部（教育部本部：教育推進課庶務係経由）からの避難所開設指示

①開設方針の確認②開設準備への協力要請③施設の安全（本）確認④避難所運営設備等の確認⑤避難者の安全確保
⑥避難所備蓄物資の確認⑦避難所利用範囲の確認⑧利用室内の整理清掃⑨居住組の編成（部屋割）⑩避難所看板設置

- **安全確認(受け入れ不可)** → **二次避難**
  - 児童は校庭または、本部が指示した避難場所で待機
  - (保護者が引き取りに来るまでは学校が預かる。）
  - → **保護者への引き渡し** → **三次避難**
    - 本部が指示した場所
- **安全確認(受け入れ可)** → **二次避難**
  - 児童は体育館にて待機(保護者が引き取りに来るまでは学校が預かる。）
  - → **保護者への引き渡し** → **三 次 避 難**
    - 取り決めた所定の教室（集団下校時の登校班用の教室)への誘導
- **避難者は校庭待機**
  - **安全確認(受け入れ可)** → **避難者受け入れ準備**
    - ①受付の設置
      - ・部屋割の条件に沿って行う。
      - ・口頭確認で代表者の名前を確認する際に渡す目印等（判別できるもの）を準備
    - ②誘導
      - ・受入は体育館を優先
      - ・できる限り地域または町丁目ごとに集まるように誘導
      - ・早い者勝ちではないことを周知
      - ・避難者エリアと帰宅困難者の一時滞在場所を区別して誘導
    - ③ルール等の周知
      - ・最低限の施設利用上のルールを決め、周知
      - ・日数経過後、順次見直し
  - **安全確認(受け入れ不可)** → **他の避難所への誘導**
    - ①準備
      - ・立ち入り規制表示
      - ・電気、ガス、水道等の元栓を閉める。
      - ・避難者への対応
    - ②他の避難場施設への誘導
      - など
    - → **三次避難**
      - 避難所補完施設

四 次 避 難 (津波等警報発令時)

津波・洪水等への対応～場合によってはプールサイド等4階へ誘導する。

災害対策本部への報告（第1報)

避難所運営協議会の立ち上げ・編成